

みんなで防ごう

STOP

しょうがいしゃ ぎゃくたい
障害者虐待



だれもが安心して暮らせる社会を作しましょう
しょうがいしゃ ぎゃくたい
障害者を虐待から守りましょう



しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう
障害者虐待防止法は、しょうがい ひと
障害のある人へのあらゆる虐待を禁止しています

ぎゃくたい はっけん ひと つうほう ぎむ
虐待を発見した人には通報の義務があります

ぎゃくたい き すみ つうほう そうだん
虐待に気づいたら速やかに通報・相談をしてください

そうき はっけん つうほう
早期発見! すぐ通報!

しょうがいしゃ
障害者とは

しんたいしょうがい ちてき しょうがい せいしんしょうがい ほうたつしょうがい ふく た しんしん きのう しょうがい ひと
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害も含む）、その他心身の機能障害がある人

しょうがいしゃてちょう しゅとく かた さい みまん かた ふく
※障害者手帳を取得していない方や18歳未満の方も含まれます

多治見市

(令和8年度)

あなたのまわりでこんなことが起こっていませんか？

障害者虐待の例

① 身体的虐待

たたく 殴る 蹴る つねる やけどさせる
縛りつける 閉じ込める
食べられないものを無理やり口に入れる など



② 性的虐待

性的行為を強要する
わいせつな話をしたり、
画像や映像をみせる など



③ 心理的虐待

怒鳴る ののしる 話しかけられても無視する
仲間に入れない 日常的にからかったり、
「ばか」「あほ」など侮辱する言葉を言う
子ども扱いをして自尊心を傷つける など



④ 放棄・放任（ネグレクト）

十分な食事を与えない
不潔な環境で生活させる
十分な医療やサービスを受けさせない など



⑤ 経済的虐待

年金や賃金を渡さない
勝手に財産や預貯金を使う
日常生活に必要なお金を与えない など



※障害者虐待の行為は主に5種類に分けられます。これらが重なって行われることもあります。

これって虐待？

虐待かな？と思ったら

※虐待かどうかの判断は必要ありません。

虐待を受けたとき、虐待を見たとき、虐待の話聞いたとき

多治見市障がい者虐待防止センター

平日（8：30～17：15）TEL 0572-23-5806 FAX 0572-24-1621

休日・夜間の連絡先 TEL 0572-22-1111（代表番号）

安心してください。通報者のプライバシー（個人情報）は守られます！